

# 第1章 総則

---

## ■ 第1条（趣旨）関係

（趣旨）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第40条（第88条第1項において準用する場合を含む。）、第43条第2項、第50条、第52条第5項及び第56条の2第1項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第144条の4第2項の規定により条例で定める事項その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

本条は、この条例の趣旨について定めたものである。

【解説】

### 1. 「規定根拠」について

本条例は、建築基準法の委任を受け、必要な事項を定めており、その委任根拠条文は、次のとおりです。また、各条文の根拠については、「茅ヶ崎市建築基準条例の根拠条文整理票」（p75）をご覧ください。

- ・ 法第40条に基づく、建築物の敷地、構造及び建築設備（法第2章）に関する制限
- ・ 法第43条第2項に基づく、敷地と道路に関する制限
- ・ 法第50条に基づく、用途地域内における建築物の敷地及び構造の制限
- ・ 法第52条第5項に基づく、地盤面の指定
- ・ 法第56条の2第1項に基づく、日影規制の対象区域及び日影時間等の指定
- ・ 政令第144条の4第2項に基づく、位置の指定を受ける道に関する基準

## ■ 第2条（定義）関係

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

【趣旨】

本条は、この条例で用いる用語の意義について定めたものである。

【解説】

### 1. 「法及び政令」について

本条例は、法及び政令を根拠としていることから、これらとの整合性を図るため、用語の意義についても、法及び政令に準拠するものです。